

J A なんとの現況

(令和 5 年度なんと農業協同組合ディスクロージャー誌)



な ん と 農 業 協 同 組 合

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営方針	2
2. 経営管理体制	3
3. 事業の概況（令和5年度）	3
4. 農業振興活動と地域貢献情報	6
5. リスク管理の状況	11
6. 自己資本の状況	23
7. 主な事業の内容	24

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	38
2. 損益計算書	39
3. 注記表	40
4. 剰余金処分計算書	50
5. 財務諸表等の正確性にかかる確認書	51
6. 会計監査人の監査	52

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	53
2. 利益総括表	53
3. 資金運用収支の内訳	54
4. 受取・支払利息の増減額	54

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	55
② 定期貯金残高	55

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	55
② 貸出金の金利条件別内訳残高	55
③ 貸出金の担保別内訳残高	56
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	56
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	56
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	56
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	57
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	58

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	58
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
⑪ 貸出金償却の額	59
(3) 内国為替取扱実績	59
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	59
② 商品有価証券種類別平均残高	59
③ 有価証券残存期間別残高	59
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	60
② 金銭の信託の時価情報等	60
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	60
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	61
(2) 医療系共済の共済金額保有高	61
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	61
(4) 年金共済の年金保有高	62
(5) 短期共済新契約高	62
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	63
(2) 受託販売品取扱実績	63
4. 指導事業	63
IV 経営諸指標	
1. 利益率	64
2. 貯貸率・貯証率	64
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	65
2. 自己資本の充実度に関する事項	67
3. 信用リスクに関する事項	69
4. 信用リスク削減手法に関する事項	72
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	73
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	73
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	74
9. 金利リスクに関する事項	75

【JAの概要】

1. 機構図	78
2. 役員一覧	79
3. 会計監査人の名称	79
4. 組合員数	79
5. 組合員組織の状況	79
6. 特定信用事業代理業者の状況	79
7. 地区一覧	79
8. 店舗等のご案内	79
法定開示項目掲載ページ一覧	80

(注)本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

本書内表示単位金額未満を四捨五入して表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

(表紙写真： 城端 大鋸屋地区の景色)

組合員をはじめ、なんと農協をご利用頂いております皆様におかれましては、平素から格別のご理解とご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

令和5年度の日本経済は、国内総生産（GDP）の実質成長率が1.2%と3年連続のプラス成長となり実額では558兆円と過去最高を記録しながらも、名目GDPの世界順位としてはドイツに抜かれ第4位へと後退し、依然として長引く円安や物価高の影響が大きく表れる形となりました。また、年度の後半では自動車産業の認証不正問題や私たちの北陸地域に甚大な被害をもたらした能登半島地震などが重なり、景気回復に影を落としている状態です。中長期的な先行きとしては賃上げ率の上昇による個人消費の好転や設備・人材投資の継続による生産性の向上などを背景とした経済の好循環が期待されています。

一方、世界経済においては引き続き緩やかな減速傾向にあると見られています。終わりの見えないウクライナ情勢、中国経済の減速、中東情勢、米国大統領選の行方などは今後の動向次第では世界経済に大きな悪影響を及ぼす可能性があり、その先行きの不透明さも相まって世界中から注目されています。

さて、当JAの令和5年度におきましては、当期剰余金 8,300万円余りを計上し、年度末での単体自己資本比率は14.56%となりました。今後とも、自己資本比率向上に向けて最大限の努力をしていく所存です。ご支援のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

令和6年度は第8次中期経営計画の最終年度にあたります。本年度も『持続可能な農業・地域共生の未来づくり』をテーマに、3つの柱「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とし、その実現に向け『不断の自己改革による更なる進化』に引き続き取組んでまいります。組合員の皆様とともに地域農業・地域社会の未来を支え、持続可能な基盤の確立・強化を目指します。今後も皆様と、ふれあい訪問などを通じてJAの事業や運営、さまざまな活動についての対話を深め、皆様のニーズにお応えできるよう邁進してまいります。

このディスクロージャー誌は、当JAの事業運営についてご理解をいただくためを作成しました。是非、ご覧をいただければ幸いに存じます。

今後とも、ご支援・ご鞭撻いただくことをお願い申し上げましてご挨拶といたします。

なんと農業協同組合
代表理事組合長 上田 憲仁

1. 経営方針

持続可能な農業・地域共生の未来づくり ～不断の自己改革による更なる進化～

令和6年度は、引き続き「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として持続可能な農業の実現や豊でくらしやすい地域共生社会の実現、協同組合としての役割發揮する姿を目指します。そして、消費者に選ばれる農産物の生産拡大に、営農組織・生産農家と一体となって邁進するとともに、新商品の開発など農産物の付加価値向上に努めます。

ロシアのウクライナ侵攻や中東地域の紛争、なおも続く円安基調の影響により、資源や食料を始めとする輸入に起因する原料、商品の更なる物価高に見舞われています。一昨年10月頃から多くの食料品を始めとする商品が値上がりし、昨年から本年にかけ、生活・建設・農業関連商品等の再々値上げやエネルギー関連の必需品の更なる値上げなど、多くのものが物価上昇に見舞われています。特に食料においては加工品も含め、国内、輸入品とも値上がりの傾向が強くなっています。食を支える農業は、その基幹を担っており、JAとしても食料確保の観点から対策を講じなければなりません。

JAは、食料・農業・農村の維持も含め地域の活性化の一翼を担っています。当JAは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として総合力を発揮し、るべき姿を目指し取り組みます。

今年度は中期3ヶ年計画の最終年にあたり、昨年度と同様「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」をテーマに3つの柱を基本目標とし、実現に向け「不断の自己改革による更なる進化」に取り組みます。さらなる持続的な食料・農業・農村や地域の活性化に向けて、組合員の声をもとに事業・活動を展開します。そして、JAがこれまで担ってきたサービスや生活インフラ機能を持続・充実し、様々な課題に対応するため、地域の多様な組織と連携しながら活動をします。

基本目標

1. 農業者の所得増大
2. 農業生産の拡大
3. 地域の活性化

重点実施事項

1. 持続可能な食料・農業基盤の確立
2. 持続可能な組織・事業基盤の確立と地域の活性化
3. 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化
4. 「食」「農」「地域」「JA」にかかる理解醸成に向けた取り組みの強化

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行います。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行います。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産組織や女性の中から理事の登用を行います。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況(令和5年度)

(1) 全体的な概況

令和5年度の水稻においては、田植え後の初期生育は大変順調に推移しましたが、登熟期間において高温に見舞われ、白未熟粒の出現が多く見られました。また、多照の影響により登熟歩合が高くなり屑米が極端に少ない結果となりました。全体としては、白未熟粒が多く品質・収量とも前年を下回る結果となりました。作況指数における収量についてはやや不良、上位等級比率においては、96.4%となり昨年を1.4%下回る結果となりました。今後とも、消費者の高い信頼を得るために、高品質が基本であり、より100%に近い品質をめざします。

令和5年度の酒造好適米においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の5類移行により料飲食・宿泊業の回復と輸出量の増加により、日本酒の消費量に増加傾向がみられました。この結果、令和5年度に続き令和6年度においても、酒造好適米の作付面積を更に増加することとしました。これまで安定生産・安定調達のため複数年契約や新規開拓などに取り組んできたことが、景気の回復と相まって、前年にも増してより多い注文数量の確保・増加に繋がる結果となりました。本年も、安定生産を継続するため「酒米サミット」を通じ、全国の酒造関係者の皆さんに更なる信頼を得て、高い評価をいただけるよう、より一層の努力をしてまいります。

一方、特産化を目指しておりますニンニクのほかに青ネギについても新たに取り組みを始めております。今後とも、更なる生産面積の拡大、新商品の開発、販路の拡大に取り組んでまいります。

令和5年度における各事業においては、日銀の金融緩和政策がなおも継続されたため、信用事業を中心に影響が及び、前年に引き続き厳しい結果となりました。

今後とも、組合員皆様方のご協力、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

◇ 指導事業

5年産米は田植後の天候に恵まれ生育は順調でしたが、梅雨明けからの高温と少雨により登熟期間が短く収量が減少し、白未熟粒が多く見られました。生産者の細やかな栽培管理により上位等級比率は96.4%と高く、富山県の1等米比率(60.6%)を大きく上回りました。

6年産については、品質向上と安定生産に向けた技術指導に取り組み、生産目標数量を守ることで、需要と供給のバランスを図りながら「高品質で求められる農産物の生産」「農業経営力の向上と生産基盤づくり」「農産物販売強化と食育・地産地消」「農村環境の維持整備」について生産者を支援し、実需者が求める優良産地の確立を目指します。

◇ 信用事業

貯金については、個人貯金の獲得を目指し各年齢層のニーズに応えられるよう商品の提案を行い特色のある商品企画に取組みました。また、気軽に相談の出来る地域金融機関であることに心掛けました。貯金全体期末残高は地方公共団体等の取引減少により 588 億 3284 万円（前年対比 97.2%）の実績となりました。貸出金については、住宅ローン借換推進や J Aマイカーローン等のキャンペーンに取組みましたが、貸出金期末残高は 41 億 468 万円（前年対比 98.3%）となりました。

◇ 共済事業

普及活動においては、常に組合員・利用者に寄り添い、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供を通じて、ご加入の皆様に「安心」と「満足」を提供するため、専任 LA（ライフアドバイザー）による定期訪問活動を徹底しました。新契約推進総合実績は、247 万ポイント 84.1%達成（前年対比 88.2%）となりました。

長期共済は、新医療共済の紹介をきっかけとした訪問、推進活動により、生存保障（医療・がん・介護など）は保有件数 5,115 件（前年対比 102.6%）の増加につながりました。終身共済の払込終了による保有高減少（前年比 95.0%）、建更の満期到来による保有件数・保有高減少等により、長期共済保有高は 1,166 億 5,027 万円（前年対比 96.0%）となりました。

自動車共済では、継続時の内容確認による契約者フォロー活動を強化し契約件数は増加（前年比 102.3%）となりました。短期全体の掛金としては、2 億 4,124 万円（前年対比 103.4%）となりました。

◇ 購買事業

<生産資材>

肥料、農薬においては、継続して「農業者の所得増大」を目標に低コスト化を目指しました。供給高は 3 億 5,399 万円（前年対比 116.1%）の取扱高となりました。

また、生産資材の供給高は畦畔被覆資材の活用による省力化を提案し、5,700 万円（前年対比 103.4%）と供給増になりました。畜産資材および飼料等の供給高は、1,664 万円（前年対比 77.8%）となりました。

<農機具>

農業機械は、営農組織や中核農家との連携に努めました。また、農薬散布ローン、G P S 自動運転トラクター、自走式草刈機等の導入による省力化、低コスト化を提案しました。

供給高は 2 億 2,912 万円（前年対比 86.0%）と減少しました。また、担い手や営農組織への農作業事故の注意喚起をしました。

<生活物資>

米については、全国への領布会を中心にホームページやインターネットを活用し「なんと美味しい米」 P R に努めました。取扱高は 4,636 万円（前年対比 106.7%）となりま

した。

＜油類＞

供給量の減少（前年対比 91.6%）により、油類の供給高は 5 億 682 万円（前年対比 94.4%）となりました。

＜自動車＞

自動車販売は、前年の登録自動車台数の減少、近年の受注生産傾向の影響により、供給高は 2 億 9,159 万円（前年対比 92.6%）となりました。

購買事業の総供給高は、17 億 5,575 万円（前年対比 98.6%）となりました。

◇ 販売事業

「農業者の所得増大」を目標に米の直接販売（以下直売という）に努め、米総出荷量の 70.4%を直売が占め、その他の 29.5%は産地指定を受けている状態です。中でも組合員とともに力を入れる酒米は 88.7%と高い直売出荷率となりました。

酒造好適米は当ＪＡの主力作物として位置付けており、各酒造メーカーからの引き合いも強く、生産者の皆様には 4 年産、5 年産と作付拡大を実施しました。生産者の理解により酒米作付面積は 386.6ha（前年比 109.8%）と増加しましたが、猛暑の影響による収量低下のため、集荷の方は 24,799.0 倆（前年比 99.8%）となりました。コシヒカリをはじめとするうるち米の集荷実績は 34,568.0 倆（前年比 92.4%）となり、もち米の 1,373.5 倆（前年比 96.2%）を足して総集荷数量は 60,740.5 倆（前年対比 95.4%）でした。

収量は減少しましたが概算金の上昇もあり米の販売高は 9 億 8,583 万円（前年比 113.3%）となり、販売事業取扱高は、農産物と畜産物合わせて、12 億 1,679 万円（前年対比 111.1%）となりました。

◇ 加工・利用事業

＜広域・西部カントリーエレベーター、平共乾＞

広域・西部カントリーエレベーター及び平共乾を合わせた生糀、半乾の米穀の総荷受重量は、5,673 トン（前年対比 94.5%）となりました。西部カントリーエレベーターにつきましては、大麦が荷受重量 1,131 トン（前年比 83.6%）となりました。大豆は荷受重量 105 トン（前年比 85.3%）に留まりました。

カントリー・野菜施設の利用事業は、電気料金等の経費が大幅に嵩み、収量減もありましたが利用収入は 1 億 2,800 万円（前年比 102.2%）となりました。

◇ 旅行事業

旅行センターでは、昨年の移動制限や自粛等による落ち込みから若干回復し、年間取扱高は増加しました。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当JAは、南砺市の旧城端地区・井口地区・平地区・上平地区の一帯を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉とし、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいている。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

急速な組合員の高齢化や担い手の減少、後継者不足等の農業情勢の中で、農業経営が安定的に持続されるよう取り組んでいます。

そのために、地域に根ざした認定農業者、集落営農組織、新規就農者を育成支援します。また、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を目標に、地域農業に適した農業資材の選定・提案、市況調査に基づく柔軟な価格設定に努めるとともに、利用歩戻しの一部価格の算入、予約購買の充実、肥料・農薬の大型規格の取扱拡大による低コストと省力化を追求しています。

「続けられる農業」をサポートするため直播栽培の拡大、畦畔管理資材の提案、ヘリ・ドローン防除の対象作物の拡大等の省力化にも取り組んでいます。

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

当JAでは、バイオマス利活用の良質堆肥生産に取り組み、土壤検査と有機完熟堆肥の施用促進により「まずは土から」安全・安心な農産物づくりを指導しており、信頼を構築するため、生産工程管理（GAP）にも取り組んでいます。

環境にやさしい農業を目指し、減農薬・減化学肥料への取り組みや生化学分解質資材の供給、種枠の温湯消毒処理の利用推進をはかり、皆様へ安全で良質な農産物を供給できるよう努めています。

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

当地域における担い手への農地集積を目指し、集落を横断した営農実践組合の設立を検討するとともに、認定農業者や集落営農組織の育成強化に取り組んでいます。

地産地消の取り組みは、作物生産組織「ふるさと産品の会」活動により A コープなんとセフレ店およびヨッテカーレ城端での産直等を促進しています。また、米の販売の増加を図るため「パックごはん」を販売しております。富山県産大麦による「麦とろ麺」や焼酎「ファイバースノウ」の販売促進も図っています。

農業・農村体験交流センター「愛菜ふれあい館」を拠点として、親子農業体験・食品加工体験活動など、農業交流や食育にも力を入れています。

例年 11 月には皆さまへの感謝として農業祭を開催し、秋冬野菜の直売や青壯年部・女性部・地域団体の活動発表、ミニ動物園や各種展示即売会を行っています。

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、58,833 百万円（うち定期積金の残高は 948 百万円）となっています。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組合員等	51,536 百万円
その他	7,297 百万円
合計	58,833 百万円

◇ 地域への資金供給の状況

（1）貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、4,105 百万円となっています。JA は地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応しています。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組合員等	2,366 百万円
地方公共団体	1,259 百万円
その他	480 百万円
合計	4,105 百万円

（2）制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA 等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの 3 タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

（1）文化的・社会的貢献に関する事項

南砺市内の学校給食への食材を供給しています。それぞれの季節に合わせた野菜を地元の農家が栽培し、収穫野菜を南砺市内の学校へ運搬しています。毎月 10 日を「なんとの日」として南砺市内の学校が共通献立を立て、地元の野菜や加工品をふんだんに使った給食の日として決められています。児童からは毎年感謝のしるしとして作文を書いてくれます。

生産者は生産栽培履歴の記帳徹底により安心安全な野菜づくりに努めています。

若い世代への取り組みとしては農協青壮年部が主体となって、旧校下毎に「農業体験教室」を開催しています。大鋸屋支部・北野支部・井口支部では5～6月にさつまいも苗等を定植し、9～10月に地元の子供達と野菜の収穫体験を行いました。それぞれの地域の子どもたちとその家族が農業を体験して、農業への理解と楽しさを感じてもらいJAへのつながりを深めています。

（2）利用者ネットワーク化への取組み

なんと農協を年金受給口座として指定されている年金受給者組織「年金友の会」JA長期共済の高額契約者組織「共済友の会」を旧支店ごとに組織し、その支部ごとに会員の親交を図るため毎年温泉等で総会を開催しています。

また、主催行事としてペタンク大会、カローリング大会を例年開催し、参加者の皆様には、開催を楽しみにして頂いております。新型コロナウイルスの感染拡大防止のためしばらく開催中止としていましたが、令和5年度から再開し多くの方にご参加いただきました。

（3）情報提供活動

毎月下旬発行のJA機関紙「こうほうなんと」や「ホームページ」の更新により、管内の農業・農政の情報、協同活動の紹介や地域活動など地元の情報満載で発信しています。また、新たに「メールマガジン」を活用したタイムリーな情報提供サービスもスタートし、必要な方に必要な情報をより迅速にお届けできるよう取り組んでいます。

より多くの情報や意見が紙面に反映されるよう、発信媒体ごとの特性を活かした情報提供に努めています。

◇ 地域密着型金融への取り組み

（1）農業者等の経営支援に関する取組み方針

JAなんとは各種プロパー農業資金に対応するとともに、農業近代化資金や利子補給型ローンの取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。令和6年2月末時点のJAなんとの農業関係資金残高は 267 百万円（前年比 114.1%）となりました。

（2）農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、担当部署を明確化し経営支援を行える体制整備をしています。

（3）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

（4）担い手の経営のライフステージに応じた支援

J Aなんとでは、新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

平成 22 年度から、J Aバンクアグリサポート事業の一環として、「新規就農応援事業」を創設し、新規就農希望者（研修生）の育成を行う農家等に対して費用助成をしています。

（5）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

J Aなんとでは、農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

農業者に対する農業近代化資金やその他農業資金の融資のうち一定の要件を満たすもの、及び農業経営改善促進資金（新スーパー S 資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設された J Aバンクアグリ・エコサポート基金が最大 1 % の利子助成を行い、農業の担い手をサポートしています。

（6）農山村地域の情報集積を活用した持続可能な農山村等地域育成への貢献

J Aなんとは地域の小学生の農業に対する理解を深めるため、J Aバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちのくらし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。教材「農業とわたしたちのくらし」は令和 5 年度には管内の 3 小学校 5 年生へ合わせて 80 セットを配布しており学校の授業等に活用されています。

また、J Aなんとでは、地域貢献活動や食農教育などの実践活動に取り組んでおり、令和 5 年度は下記活動に助成し、地域の子供達への食農教育を実践しています。

【地域貢献活動内容】 令和5年度に助成して取り組まれた食農活動内容

活動団体名	活動名	活動内容
農協青壯年部大鋸屋支部	野菜の栽培収穫体験	さつまいもの定植・栽培・収穫体験
農協青壯年部北野支部	野菜の栽培体験	さつまいもの定植・収穫体験
農協青壯年部井口支部	野菜の栽培体験	さつまいもの定植・収穫体験



さつまいも定植・収穫体験

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資運用課及び審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

[内部統制システム基本方針]

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルpline)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。

- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和6年3月26日時点のものです。

◇ 法令等遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所や全共連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

【貯金・ご融資に関するご相談】金融共済部融資運用課

電話：0763-62-4124 【月～金(祝祭日除く) 8時30分～17時】

【共済に関するご相談】金融共済部共済普及課

電話：0763-62-4148 【月～金(祝祭日除く) 8時30分～17時】

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

J Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所、
電話：03-6837-1359）

※ 平成31年4月1日以降、富山県JAバンク相談所は、（一社）JAバンク相談所へ運営を移管しております。

- ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただ
くか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

なんと農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当JAは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J Aバンク 利用者保護等管理方針

なんと農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。

5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本の方針

なんと農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護への対応方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

なんと農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 繼続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口【JAなんと全般】

コンプライアンス課

電話番号：0763-62-4120

受付時間：月～金曜日（祝祭日を除く）、8時30分～17時

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・事業所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位：人)

監査期間(日数)	監査内容等	監査従事人数(延べ)		
		監事	担当者	計
R5.3.14～28(5日間)	R4年度 決算監事監査	15	13	28
R5.3.29	R4年度 資産査定		1	1
R5.5.23	無通告現金現物実査		2	2
R5.6.1～7.11(16日間)	R5年度 上期内部監査		32	32
R5.6.9	第1四半期自主検査チェックリスト	1	1	2
R5.8.23～25(3日間)	R5年度上期 組織受託会計監査		5	5
R5.9.1	R5年度 仮決算棚卸実査	7	5	12
R5.9.13～9.15(3日間)	R5年度上期内部監査フローアップ		3	3
R5.9.5		1	1	2
R5.9.14～10.15(2日間)	第2四半期自主検査チェックリスト		6	6
R5.9.27～30(3日間)		14	13	27
R5.10.31～R6.1.19(17日間)	貸出業務内部監査		41	41
R5.12.7～8(2日間)	R5年度 仮決算監事監査	1	1	2
R5.12.12	R5年度 下期内部監査		2	2
R5.12.14～20(5日間)	第3四半期自主検査チェックリスト		5	5
R6.1.12			1	1
R6.1.19	無通告現金現物実査		2	2
R6.1.29～30(2日間)	R5下期内部監査フォローアップ		6	6
R6.2.7～2.26(2日間)	R5年度(11月末)資産査定		5	5
R6.2.19～20(2日間)	R4年産米穀共同計算の内部監査		2	2
R6.3.1	貸出業務内部監査	7	7	14
	生産履歴記帳運動内部監査			
	R5年下期 組織受託会計監査			
	R5年度 決算棚卸実査			
監査延べ人数		46	154	200

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組みました結果、令和6年2月末における自己資本比率は、14.56%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	なんと農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,675百万円（前年度3,599百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

当JAは、地域の金融機関として、利便性の高いJAバンクをめざし、相談機能を充実し、農業担い手支援、年金受給層に対するサービスの強化の取り組み等、多様なニーズに応えられるよう努めています。

■ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金等のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌29ページをご覧ください。

■ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展に貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌33ページをご覧ください。

■ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取扱が安全・確実・迅速にできます。

■ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌30ページから32ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌34ページから35ページをご覧ください。

〔経済事業〕

当JAでは、経済事業として、購買事業・販売事業・保管事業・特産物振興事業・生産施設利用事業・指導事業を行っています。

■ 購買事業

□生産購買事業

営農指導事業・販売事業との一体的な取り組みの中で、食の安全・安心に応えられるよう、完熟堆肥をはじめ有機肥料・その他農薬類・生産資材類の適正な供給に努めています。

農機具類の点検・修理・販売も隨時行っています。

□生活購買事業

Aコープなんとセフレ店と連携した移動販売車「なんとふれあい号」による移動販売と、生活営業課の外務活動による組織購買を中心に、生活購買部門、石油燃料部門、自動車部門と、暮らしに密着した身近で多様なニーズに応えられる品揃えに努め、地域に根ざした生活資材の供給を行っています。

■ 販売事業

生協・卸業者・実需者から求められ、産地指定を受けることのできる均一で高品質な『なんとうまい米』の生産販売を行っています。

旬の地元野菜や特産物加工品などは「Aコープセフレ生産者広場」「ヨッテカーレ城端」等の直売場で販売しています。

■ 指導事業

□ 営農指導事業

高品質・良食味な「なんとうまい米」の生産を基本にすえ、消費者ニーズに応える生産指導を行っています。また、土作り運動や減農薬・減化学肥料の取り組み、種糲の温湯消毒など、環境に優しい農業推進に努めています。

また、酒造会社との交流会などを通じて、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを構築しています。

□ 生活文化事業

「食と農」を中心に、健康・福祉・資源・環境・生きがいなど、地域生活のさまざまなニーズに応えるため、生活総合相談員による相談活動、日帰り人間ドックや各種検診の案内や取次ぎ、女性部協同活動学習などの取り組みを通じて健康で心豊かな生活提案を行っています。

□ 教育広報活動

農業の持つ役割や魅力、地域の方々の活動、読者皆様のふれあいなど、さまざまにご愛読いただける広報誌「こうほうなんと」を毎月発行しています。

学童農園や農業教室など、食育活動にも力を入れています。

■ 特産物振興事業

農業・農村体験交流センター『愛菜ふれあい館』を拠点として子供や消費者の農作業体験や特産品加工体験を通じて食と農への関心を高める取り組みを行っています。地域農産物の学校給食への食材の供給や農業特産品の通信販売も行っています。

■ 保管事業

良質米の品位を保持する低温倉庫の効率的運用と適正保管管理に努め、カントリー利用施設の保管機能をフル活用し、合理的な荷受体制のもと保管事業の確立を図っています。

■ 生産利用事業

西部カントリー・広域カントリーへの全量糲集荷による高品質・均一な仕上げにより、『なんとうまい米』の供給基地としての管理・運営に努めています。土づくりセンターにおいては、バイオマス利活用による良質完熟堆肥の安定生産体制を図り、環境にやさしい有機質土壌の育成に努めています。

[その他の事業]

■ 旅行事業

組合員を始め地域の皆様方の旅行窓口として、自然の風光・四季折々に遊ぶ旅情企画など情報提供ならびに各種旅行を取り扱っています。



特産物振興事業

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JA銀行システム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA銀行会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA銀行基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA銀行システム」といいます。

「JA銀行システム」は、JA銀行の信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行の健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJA銀行独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJA銀行が拠出した「JA銀行支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等、一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2023年3月末現在で4,708億円となっています。

【貯金商品のご案内】

◇お客様の多様なニーズにお応えするため、多数の商品を取り揃えております。

種類	しくみと特徴		お預入期間	お預入金額
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	お出し入れ 自由	1円以上	
普通貯金 (こども)	個人名義は課税扱い、代表者名義は非課税となります。	小・中・高校生等	1円以上	
決済用貯金 (普通貯金)	利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	お出し入れ 自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	お出し入れ 自由	1円以上	
当座貯金	お支払いに安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	お出し入れ 自由	1円以上	
納税準備貯金	租税等を納税する資金をお預けいただく貯金です。	預け入れ随時 納税のみ出金	1円以上	
J A教育資金 贈与専用口座	教育資金贈与契約に基づく非課税措置をご利用いただくための口座です。	預け入れ随時 教育資金出金	1円以上 1,500万円 以下	
通知貯金	2日前の解約告知によりいつでもご解約ができます。	7日間以上	5万円以上	
スーパー定期	お預入れは1円からという手軽な定期貯金で3年、4年、5年、7年、10年ものは有利な半年複利も選択できます。	1か月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1か月以上 10年以内	1,000万円 以上	
期日指定 定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1か月前のご通知でいつでも満期日を指定できます。元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満	
変動金利型 定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	最長3年	1円以上	
据置定期貯金	据置期間6か月経過後、任意の日に全額または一部(元金1万円以上)の払戻ができます。	最長5年	1円以上 1,000万円 未満	
積立式 定期貯金	エンドレス型	普通貯金からの自動振替によるお預入ができます。無期限で積立可能です。	定めなし	1円以上
	満定期型	普通貯金からの自動振替によるお預入ができます。	6か月以上 10年以下	1円以上
	年金型	3か月ごとに年金としてお受け取りができます。	1年以上 10年以内	1円以上
	一括預入年金型	3か月ごとに年金としてお受け取りができます。	2ヶ月以上 10年以内	1円以上
財形 貯金	一般財形 貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。お給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回あたり 1円以上
	財形年金 貯金	ご退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。ご在職中に積立を行うことにより、60才以降に年金としてお受取りできます。財形専用の金利適用が受けられ、住宅財形と合わせて550万円まで非課税特典が受けられます。	5年以上	1回あたり 1円以上
	財形住宅 貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利適用が受けられ、年金財形と合わせて550万円まで非課税特典が受けられます。	5年以上	1回あたり 1円以上
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回 1,000円以上	
譲渡性貯金	事前通知により利息とともに譲渡することができます。満期前に解約はできません。	2週間以上 5年未満	1,000万円 以上	

◇このほか、季節商品やキャンペーン商品もお取扱しております。詳しくは窓口にお問い合わせください。

【その他のサービスのご案内】

種類	内容
JAキャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局のATMでご利用できます。JAカード(クレジット)とセットになった一体型カードもご利用できます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
JAネットバンキング	個人向けネットバンキングです。窓口やATMにご来店されずとも、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
法人JAネットバンキング	法人のお客様向けネットバンキングです。月額利用料金が掛かります。総合振込、給与振込、口座振替、複数の振込データを1回の操作で受信・送信できる伝送サービスなどのサービスが充実しています。
JAカード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金がご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。ポイントもたまつて大変お得です。
デビットカードサービス	「J·Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【内国為替取扱手数料】

◇各手数料（令和6年5月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれております。

種類	組合員	員外
送金手数料 (1件につき)	電信扱い 普通扱い(送金小切手)	880円 660円
振込手数料 (1件につき)	電信扱い 普通扱い(送金小切手)	440円 550円
代金取扱手数料 (1通につき)	文書扱い 個別扱い 普通扱い	440円 550円 1,100円 660円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料 不渡手形返却料 取扱手形組戻料 取扱手形店頭呈示料 ※ただし880円を超える費用を要する場合は、その実費を申し受けます。 離島回金料	1件につき 1通につき 1通につき 1通につき 無料

【貯金ネットサービスお客様手数料（A T Mご利用手数料】

◇各手数料（令和6年5月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれております。

ご利用A T M等 (提携金融機関)	J A バンク (同上)	三菱東京 U F J (同上)	セブン銀行 (※1) (同上)	イーネット ローソン (※1) (各行 ※2)	J F マリン バンク (農漁協)	ゆうちょ 銀行 (※1) (同上)	その他 (MICS提携) (各行)	J A カード キャッシング
お取扱内容	入出金	出金のみ	入出金	入出金	出金のみ	入出金	出金のみ	出金のみ
ご 利 用 手 数 料	平日 ※3 8:45～17:00	無料	無料	110円	110円	無料	110円 ※4	無料
	土曜日 ※3 9:00～14:00	無料	110円	220円	220円	無料	220円 ※4	無料
	平日・土曜日の その他時間帯 及び 日曜日・祝日※3	無料	110円	220円	220円	無料	110円(入金) 220円(出金)	220円 ※4

◇祝日が土曜日と重なる場合は、日曜・祝日時間帯のご利用手数料となります。

※1：お客様の取引状況に応じて提携コンビニA T M・ゆうちょ銀行などA T M利用手数料等を優遇するサービス「J A バンク富山優遇プログラム」があります。詳細につきましてはJ A 店舗窓口にお尋ねください。

※2：コンビニエンスストア（ファミリーマート、ローソン等）の一部の店舗においては、金融機関が直接A T Mを設置している場合、他A T M運営会社のA T Mが設置されている場合等があります。詳しくはご利用のA T Mの掲示等でご確認ください。

※3：稼働時間はA T Mにより異なります。また、A T M稼働時間であってもJ A バンクのキャッシングカードによるお取引ができない場合があります。詳しくはお近くのJ A またはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※4：ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合があります。詳しくはご利用A T Mの掲示等でご確認ください。

【J A ネットバンク振込手数料】

◇各手数料（令和6年5月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれております。

J A ネットバンク振込手数料			A T M振込手数料		
	5万円未満	5万円以上		5万円未満	5万円以上
当J A 内	無料	無料	当J A 内	無料	無料
県内他J A 宛	無料	無料	県内他J A 宛	110円	220円
県外J A 宛	110円	330円	県外J A 宛	110円	330円
他金融機関宛	220円	440円	他金融機関宛	220円	440円

法人J A ネットバンク振込手数料		
	5万円未満	5万円以上
当J A 内	無料	無料
県内他J A 宛	無料	無料
県外J A 宛	110円	330円
他金融機関宛	220円	440円

【その他の諸手数料】

◇各手数料（令和6年5月1日現在）には、消費税等（10%）が含まれております。

種類		単位	料金	
手形・小切手用紙代金	小切手帳交付（50枚）	1冊	1,100円	
	約束手形用紙交付（50枚）	1冊	1,320円	
	マル専口座開設（割賦販売通知書）	1通	3,300円	
	マル専手形用紙交付	1枚	550円	
貯金関係手数料	残高証明書発行（窓口交付）	1通	660円	
	残高証明書発行（郵送扱い）（注1）	1通	1,100円	
	残高証明書発行（監査法人依頼）	1通	3,300円	
	取引履歴明細の発行	1枚	110円	
	通帳、証書、カードの再発行	1冊・枚	1,100円	
	各種口座振替手数料	1件	55円	
	媒体持込手数料（紙・電子・伝票）（注2）	10件以上	2,200円	
	定額自動送金サービス依頼書 (振込手数料は別途規定のとおり)	1枚	660円	
	融資可能証明書	1枚	5,500円	
貸出業務手数料	支払利息証明書	1枚	1,100円	
	住宅ローン残高証明書（窓口交付）	1通	660円	
	住宅ローン融資実行手数料（協会保証付）	1件	11,000円	
	条件変更	償還期間、固定から変動への金利変更	1件	5,500円
		全額繰上返済・一部繰上返済	1件	5,500円
		固定金利の金利一部引き下げ	1件	5,500円
住宅ローン協会保証付	条件変更	償還期間、固定から変動への金利変更等	1件	5,500円
		全額繰上返済・一部繰上返済	1件	無料
		固定金利の金利一部引き下げ	1件	5,500円
その他	国債口座管理手数料	年間	無料	
	未利用口座管理手数料（注3）	年間	1,320円	
	法人JAネットバンク基本サービス（照会・振込）	月額	1,100円	
	法人JAネットバンク基本サービス (照会・振込/総合振込/給与賞与)	月額	1,650円	
訪問手数料	ご依頼1回訪問につき		2,200円	
	組合員・JAなんと年金受給者		1,100円	
	定期訪問（年間契約）	月4回以下	44,000円	
		月2回以下	22,000円	
両替手数料 硬貨入金 硬貨金種指定	1枚～100枚		無料	
	101枚～500枚		550円	
	501枚～1,000枚		770円	
	1,001枚～2,000枚		1,100円	
	2,000枚を超えた場合は1枚～1,000枚毎に550円を加算			
	オープントンネル機・OTM等、機器で計数できないものはお預かりできません。			

（注1）料金に郵送料（書留郵便）を含みます。

（注2）おひとり様1日の合計枚数に対して処理件数が10件以上の場合、媒体持込手数料が発生します。

（注3）令和3年10月1日以降開設口座で、該当する口座へ適用されます。

【貸出商品のご案内】

種類	内容
系統統一ローン	住宅ローン マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・その他金融機関借入の住宅資金の借り換え等にご利用ください。
	リフォームローン リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
	マイカーローン 新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
	教育ローン 高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さまの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
	多目的ローン 生活に必要な一切の資金です。
	カードローン あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができ、全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。
	営農ローン 営農に必要な資金を、あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。(個人農業者向け)
	アグリエース 営農に必要な資金を、あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。(大型農家・法人向け)
	農機ハウスローン 農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換えにご利用できます。
	アグリマイティ資金 農業生産に直結する設備資金および運転資金にご利用いただけます。
プロパー資金	地域振興資金 地域環境の開発・改善・振興に必要な一切の資金です。
	事業資金 事業を営むための資金です。公序良俗に反するものは対象外とします。
	農業資金 農家の方、営農団体・農事組合法人等の方がご利用いただけます。 農業生産および農家経済の安定向上に必要な一切の資金です。
	生活改善資金 生活向上のために購入した物品代金決済の資金です。ただし自動車は除きます。
	共済証書担保 当JAの共済契約者の方がご利用できる資金です。 現在契約中の共済証書を担保とした資金です。
	住宅・リフォーム資金 居住する住宅の新築・購入・増改築・他金融機関の住宅ローンの借り換え等にご利用下さい。
	自動車ローン 自動車、バイク(共に中古車を含む)の購入資金または購入に付帯する諸費用のための資金です。また、点検・車検・修理費用や保険掛金にも利用でき、運転免許証の取得やカーナビ購入等にもご利用できます。
	教育資金 入学金や学費・家賃等・教育に関する資金としてご利用下さい。
	購買品購入ローン 当JAで購入された物品代(自動車を除く)の代金決済資金としてご利用下さい。
	貯金担保 本人または同居のご家族が必要とされる生活環境改善または生活に必要な資金としてご利用下さい。また、地域振興・開発のためにご利用下さい。
当座貸越	組合員が経営する事業運転資金としてご利用できます。経営に必要な資金決済にご利用下さい。

※その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しています。

店頭窓口もしくは、渉外担当者までお問い合わせください。

【主な共済商品一覧】

○ ひとに関する保障

種類	内容
終身共済	一生涯にわたって万一の保障を確保でき、死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
一時払終身共済	まとめた資金で一生涯の万一保障を確保でき、加入のしやすさも魅力です。
生前給付特則付 一時払終身共済	一生涯の万一保障に生前贈与の機能がプラスされ、相続対策にご活用いただけます。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障で、通院中の方、病歴のある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
医療共済 【メディフル】	日帰り入院からまとめた一時金が受け取れる充実の医療保障で、入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい一生涯の医療保障で、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障で、上皮内がんを含む様々な“がん”や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術等を幅広く保障します。
介護共済	一生涯にわたって備えられる介護保障で、公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。不安の高まる高齢期も安心です。
一時払介護共済	まとめた資金で一生涯にわたって備えられる介護保障で、死亡給付金は相続対策にご活用いただけます。
認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障で、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	自分で準備する将来の年金保障で、老後の生活資金が積立感覚で準備できます。医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申し込みいただけます。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障で、死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一を保障します。高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっており、効率的に資金準備ができます。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	働くなくなるリスクに備えた安心の保障で、身体障害状態を幅広く保障します。公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	身近な生活習慣病のリスクに備える保障で、三大疾病に加えて「心・血管疾患」や「脳血管疾患」さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備でき、死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
傷害共済	突然の災害による死亡・ケガに備えられる充実のプランです。
賠償責任共済	日常生活のさまざまなリスクにしっかりと対応します。

○ いえに関する保障

種類	内容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん地震などの自然災害にも備えられる保障で、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。ご契約の建物や家財に発生した火災や自然災害によってケガをされたり死亡した時には、傷害共済金をお支払いします。
火災共済	火災や落雷などの災害に備えられる住まいや家財の保障です。

○ くるまに関する保障

種類	内容
自動車共済 【クルマスター】	お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備えた保障です。ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しており、手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とってもお得です。
自賠責共済	主に自動車とバイク(原付含む)に加入が義務づけられている「強制共済(保険)」です(但し農耕用作業車は除く)。運転中に事故を起こしてケガをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償を補償します。

○ 農業に関する保障

種類	内容
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。

また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【経営資料】

【経営資料】I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位 : 千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	4 年度	5 年度		4 年度	5 年度
(資産の部)					
1. 信用事業資産	60,257,415	58,686,099	(負債の部)	60,668,113	58,974,739
(1) 現金	151,660	92,999	(1) 資金	60,508,973	58,832,840
(2) 預金	55,668,107	54,271,180	(2) 譲渡性貯金	-	-
系統預金	55,667,403	54,270,359	(3) 借入金	-	-
系統外預金	705	820	(4) その他の信用事業負債	159,140	141,899
譲渡性預金	-	-	未払費用	5,305	4,213
(3) コールローン	-	-	その他の負債	153,835	137,686
(4) 買入金銭債権	-	-	(5) 債務保証	-	-
(5) 金銭の信託	-	-	2. 共済事業負債	184,438	182,103
(6) 有価証券	-	-	(1) 共済借入金	-	-
国債	-	-	(2) 共済資金	90,256	88,542
地方債	-	-	(3) 共済未払利息	-	-
政府保証債	-	-	(4) 未経過共済付加収入	92,980	92,026
金融債	-	-	(5) 共済未払費用	525	308
短期社債	-	-	(6) その他の共済事業負債	677	1,227
社債	-	-	3. 経済事業負債	126,427	139,712
外国証券	-	-	(1) 支払手形	-	-
株式	-	-	(2) 経済事業未払金	58,398	87,083
受益証券	-	-	(3) 経済受託債務	67,328	52,446
(7) 貸出金	4,176,836	4,104,680	(4) その他の経済事業負債	227	184
(8) その他の信用事業資産	285,683	247,721	4. 設備借入金	-	-
未収収益	207,378	207,163	5. 雜負債	122,537	122,845
その他の資産	78,306	40,558	(1) 未払法人税等	13,023	17,665
(9) 債務保証見返	-	-	(2) リース債務	-	-
(10) 貸倒引当金	△24,872	△30,480	(3) 資産除去債務	59,600	59,600
2. 共済事業資産	71	55	(4) その他の負債	49,914	45,580
(1) 共済貸付金	-	-	6. 諸引当金	368,457	351,291
(2) 共済未収利息	-	-	(1) 賞与引当金	17,690	17,705
(3) その他の共済事業資産	71	55	(2) 退職給付引当金	327,074	306,142
(4) 貸倒引当金	-	-	(3) 役員退職慰労引当金	23,694	27,444
3. 経済事業資産	542,051	553,048	7. 緑延税金負債	-	-
(1) 受取手形	3,524	4,537	8. 再評価に係る緑延税金負債	-	-
(2) 経済事業未収金	160,238	150,351	負債の部合計	61,469,973	59,770,690
(3) 経済受託債権	271,816	283,334	(純資産の部)		
(4) 棚卸資産	103,955	113,021	1. 組合員資本	3,598,642	3,673,527
購買品	100,064	107,868	(1) 出資金	870,570	871,520
販売品	-	-	(2) 資本準備金	17,273	17,273
宅地等	-	-	(3) 利益剰余金	2,712,912	2,785,983
その他の棚卸資産	3,909	5,153	利益準備金	853,000	874,000
(5) その他の経済事業資産	8,992	7,957	その他利益剰余金	1,859,912	1,911,983
(6) 貸倒引当金	△6,475	△6,151	リスク管理積立金	670,000	715,000
4. 雜資産	124,824	119,640	共同乾燥施設建設目的積立金	612,000	637,000
(1) 雜資産	124,866	119,680	特別積立金	448,000	448,000
(2) 貸倒引当金	△42	△40	当期未処分剰余金	129,912	111,983
5. 固定資産	954,735	899,866	(うち当期剰余金)	(100,957)	(83,495)
(1) 有形固定資産	952,089	898,566	(4) 処分未済持分	△2,113	△1,249
建物	2,784,936	2,787,246	2. 評価・換算差額等		
機械装置	949,563	950,702	(1) その他有価証券評価差額金	-	-
土地	349,994	350,465	(2) 土地再評価差額金	-	-
リース資産	-	-	純資産の部合計	3,598,642	3,673,527
建設仮勘定	-	-			
その他の有形固定資産	548,906	549,591			
減価償却累計額	△3,681,309	△3,739,438			
(2) 無形固定資産	2,646	1,301			
リース資産	-	-			
その他の無形固定資産	2,646	1,301			
6. 外部出資	3,089,521	3,089,401			
(1) 外部出資	3,089,521	3,089,401			
系統出資	3,013,218	3,013,218			
系統外出資	66,303	66,183			
子会社等出資	10,000	10,000			
(2) 外部出資等損失引当金	-	-			
7. 前払年金費用	-	-			
8. 緑延税金資産	99,998	96,107			
9. 再評価に係る緑延税金資産	-	-			
10. 緑延資産	-	-			
資産の部合計	65,068,615	63,444,217	負債及び純資産の部合計	65,068,615	63,444,217

【経営資料】I 決算の状況

2. 損益計算書

(単位 : 千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	4 年度	5 年度		4 年度	5 年度
1. 事業総利益	1,049,661	982,181	(11) 加工事業収益	9,616	9,219
事業収益	2,597,842	2,462,121	(12) 加工事業費用	5,280	3,706
事業費用	1,548,181	1,479,940	加工事業総利益	4,336	5,513
(1) 信用事業収益	286,935	266,944	(13) 利用事業収益	152,468	155,861
資金運用収益	270,486	251,214	(14) 利用事業費用	44,665	38,354
(うち預金利息)	(197,261)	(197,007)	利用事業総利益	107,803	117,507
(うち有価証券利息)	-	-	(15) 旅行事業収益	3,947	8,587
(うち貸出金利息)	(50,675)	(49,734)	(16) 旅行事業費用	159	265
(うちその他受入利息)	(22,550)	(4,473)	旅行事業総利益	3,788	8,322
役務取引等収益	13,340	13,755	(17) その他事業収益	32,562	22,705
その他事業直接収益	-	-	(18) その他事業費用	18,479	17,274
その他経常収益	3,109	1,974	その他事業総利益	14,083	5,431
(2) 信用事業費用	10,767	38,654	(19) 指導事業収入	14,596	18,121
資金調達費用	3,213	2,339	(20) 指導事業支出	20,708	20,367
(うち貯金利息)	(2,859)	(2,110)	指導事業収支差額	△6,111	△2,246
(うち給付補填備金繰入)	(353)	(222)	2. 事業管理費	985,514	949,017
(うち借入金利息)	-	-	(1) 人件費	651,274	623,151
(うちその他支払利息)	(1)	(7)	(2) 業務費	95,319	96,139
役務取引等費用	3,918	4,024	(3) 諸税負担金	30,154	28,590
その他経常費用	3,637	32,291	(4) 施設費	204,958	197,313
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(5,608)	(5) その他事業管理費	3,809	3,823
(うち貸倒引当金戻入益)	(△25,288)	-	事業利益	64,147	33,164
信用事業総利益	276,168	228,290	3. 事業外収益	63,524	80,357
(3) 共済事業収益	222,711	207,610	(1) 受取雑利息	-	1
共済付加収入	206,198	195,225	(2) 受取出資配当金	46,705	46,705
共済貸付金利息	-	-	(3) 貸貸料	7,505	7,721
その他の収益	16,513	12,385	(4) 貸倒引当金戻入益	-	-
(4) 共済事業費用	4,084	5,251	(5) 償却債権取立益	-	-
共済借入金利息	-	-	(6) 雜収入	9,314	25,931
共済推進費	513	168	4. 事業外費用	726	552
共済保全費	1,052	2,548	(1) 支払雑利息	-	-
その他の費用	2,518	2,534	(2) 寄付金	348	443
共済事業総利益	218,627	202,359	(3) 雜損失	379	108
(5) 購買事業収益	1,794,421	1,706,918	(うち貸倒引当金戻入益)	(△10)	(△2)
購買品供給高	1,644,624	1,542,048	経常利益	126,944	112,970
購買手数料	44,834	48,906	5. 特別利益	-	-
修理サービス料	93,225	95,619	(1) 固定資産処分益	-	-
その他の収益	11,739	20,345	(2) 資産取得補助金	-	-
(6) 購買事業費用	1,460,946	1,368,256	(3) 一般補助金	-	-
購買品供給原価	1,412,726	1,325,172	(4) その他の特別利益	-	-
購買品供給費	9,199	7,814	6. 特別損失	855	0
修理サービス料	9,134	7,670	(1) 固定資産処分損	855	0
その他の費用	29,887	27,601	(2) 固定資産圧縮損	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(3) 減損損失	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,808)	(△255)	(4) その他の特別損失	-	-
購買事業総利益	333,476	338,662	税引前当期利益	126,089	112,970
(7) 販売事業収益	88,252	72,521	7. 法人税・住民税及び事業税	22,551	25,584
販売手数料	79,052	63,601	8. 法人税等調整額	2,580	3,891
その他の収益	9,200	8,921	当期剩余金	100,957	83,495
(8) 販売事業費用	8,600	12,056	当期首繰越剩余金	28,955	28,487
その他の費用	8,600	12,056	目的積立金取崩額	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	当期未処分剩余金	129,912	111,983
(うち貸倒引当金戻入益)	(△41)	(△64)			
販売事業総利益	79,652	60,466			
(9) 保管事業収益	18,417	18,279			
(10) 保管事業費用	577	402			
保管事業総利益	17,840	17,876			

【経営資料】I 決算の状況

3. 注記表

(令和5年度注記表)

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- (1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

○購買品

- 肥料・農薬 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
農機具製品・自動車 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
上記以外の購買品 売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

○繰越貯蔵品

- 製品及び仕掛品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
その他の原材料 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）

に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる

債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

【経営資料】I 決算の状況

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6)決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行います。「JA 共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA 共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

旅行事業収益のうち、当組合が代理人として旅行商品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、旅行事業収益に含めて表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 97,750千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 36,672千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)算定方法

「1 重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

(3)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【経営資料】I 決算の状況

4. 貸借対照表に関する注記

(1)資産にかかる圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,310,747千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,360,019千円
構築物	73,464千円
機械及び装置	820,943千円
車輌運搬具	2,919千円
備品	12,028千円
土地	41,373千円

(2)担保に供している資産

預金のうち、3,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3)子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	945千円
金銭債務	46,974千円

(4)役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。
金銭債務はありません。

(5)債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は10,301千円、危険債権額は65,073千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,375千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1)子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	11,245千円
うち事業取引高	9,324千円
うち事業取引以外の取引高	1,921千円
②子会社との取引による費用総額	1千円
うち事業取引高	1千円

6. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

(1)信用リスクの管理

当組合は、個別の重要な案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が16,077千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(3)資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについて、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものと含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった

【経営資料】I 決算の状況

場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	54,271,180	54,246,372	△24,807
貸出金 貸倒引当金	4,104,680 △30,480		
	4,074,200	4,077,850	3,650
資 産 計	58,345,380	58,324,223	△21,157
貯 金	58,832,840	58,782,350	△50,490
負 債 計	58,832,840	58,782,350	△50,490

※貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

(1) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,089,401

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	54,271,180					
貸出金	621,206	416,946	377,881	348,400	420,764	1,919,482
合計	54,892,386	416,946	377,881	348,400	420,764	1,919,482

※貸出金のうち、当座貸越119,783千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	53,100,266	2,791,789	2,359,646	160,413	404,984	15,741

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【経営資料】I 決算の状況

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、りそな銀行及び全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	327,074千円
退職給付費用	22,260千円
退職給付の支払額	△28,956千円
確定給付企業年金制度への拠出額	△10,832千円
特定退職金共済制度への拠出額	△3,403千円
期末における退職給付引当金	306,142千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	678,476千円
年金資産	△262,591千円
特定退職金共済制度	△109,743千円
未積立退職給付債務	306,142千円
退職給付引当金	306,142千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	22,260千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,991千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は73,703千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

項 目	金 額
繰延税金資産	
退職給付引当金	84,494千円
貸倒引当金	7,498千円
減損損失	21,920千円
資産除去債務	16,449千円
JA バンク支援積立金	9,289千円
賞与引当金	5,596千円
役員退職慰労引当金	7,574千円
その他	1,728千円
繰延税金資産小計	154,548千円
評価性引当額	△56,798千円
繰延税金資産合計(A)	97,750千円
繰延税金負債	
資産除去債務（固定資産増加分）	1,643千円
繰延税金負債合計(B)	1,643千円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	96,107千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

項 目	負 担 率
法定実効税率 (調整)	27.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.7%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	1.3%
過年度法人税等戻入	△1.4%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.1%

【経営資料】I 決算の状況

(令和4年度注記表)

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

- (1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

○購買品

- 肥料・農薬 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
農機具製品・自動車 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
上記以外の購買品 売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

○繰越貯蔵品

- 製品及び仕掛品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
その他の原材料 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4)収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

【経営資料】I 決算の状況

組合員の営農にかかる各種相談・研修等サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6)決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合及び当組合が再委託した全国農業協同組合富山県本部が行い、両者を合算してプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、委託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬経費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。

なお、精算が終了していない「JA共同計算」にかかる経済受託債権及び経済受託債務については、相殺した残高を貸借対照表に表示しています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

旅行事業収益のうち、当組合が代理人として旅行商品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、旅行事業収益に含めて表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

②LPGガスに関する収益認識

購買事業におけるLPGガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。

③購買事業等における支払奨励金の会計処理

購買事業等において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の事業収益が137,145千円、事業費用が137,145千円減少していますが、この変更による事業利益、経常利益、税引前当期利益、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 103,284千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、

【経営資料】I 決算の状況

当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金の見積りに関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 31,389千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)算定方法

「1 重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

(3)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産にかかる圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,310,747千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,360,019千円
構築物	73,464千円
機械及び装置	820,943千円
車輌運搬具	2,919千円
備品	12,028千円
土地	41,373千円

(2)担保に供している資産

預金のうち、3,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3)子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	613千円
金銭債務	38,955千円

(4)役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権はありません。

金銭債務はありません。

(5)債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は27,736千円、危険債権額は55,638千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権ありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,374千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1)子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	12,639千円
うち事業取引高	10,538千円
うち事業取引以外の取引高	2,101千円
②子会社との取引による費用総額	1千円
うち事業取引高	1千円

6. 金融商品に対する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

(1)信用リスクの管理

当組合は、個別の重要な案件又は大口案件について理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産

【経営資料】I 決算の状況

及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%低下したものと想定した場合には、経済価値が20,355千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	55,668,107	55,656,070	△12,037
貸出金 貸倒引当金	4,176,836 △24,872		
貸倒引当金控除後	4,151,964	4,161,493	9,529
雑資産 貸倒引当金 貸倒引当金控除後	8,822 △42 8,780		
資 産 計	59,828,851	59,826,344	△2,508
貯 金	60,508,973	60,474,781	△34,192
負 債 計	60,508,973	60,474,781	△34,192

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※雑資産のうち、職員厚生貸付金の金額を記載しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

(1) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額とされています。

【負債】

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額とされています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,089,521

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

【経営資料】I 決算の状況

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	55,668,107					
貸出金	636,334	410,619	366,643	328,858	299,690	2,134,693
合計	56,304,441	410,619	366,643	328,858	299,690	2,134,693

※貸出金のうち、当座貸越113,428千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	51,808,838	5,894,587	2,394,101	249,238	147,145	15,064

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、りそな銀行及び全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	332,785千円
退職給付費用	38,095千円
退職給付の支払額	△15,284千円
確定給付企業年金制度への拠出額	△25,750千円
特定退職金共済制度への拠出額	△2,772千円
期末における退職給付引当金	327,074千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	705,792千円
年金資産	△261,748千円
特定退職金共済制度	△116,971千円
未積立退職給付債務	327,074千円
退職給付引当金	327,074千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	38,095千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,176千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は88,603千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

項 目	金 額
繰延税金資産	
退職給付引当金	90,271千円
貸倒引当金	5,977千円
減損損失	23,240千円
資産除去債務	16,449千円
JAバンク支援積立金	9,207千円
賞与引当金	5,594千円
役員退職慰労金引当金	6,539千円
その他	1,398千円
繰延税金資産小計	158,675千円
評価性引当額	△55,391千円
繰延税金資産合計(A)	103,284千円
繰延税金負債	
資産除去債務（固定資産增加分）	3,286千円
繰延税金負債合計(B)	3,286千円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	99,998千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

項 目	負 担 率
法定実効税率 (調整)	27.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.1%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	△5.3%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.9%

【経営資料】I 決算の状況

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	4 年度	5 年度
1. 当期末処分剰余金	129, 912	111, 983
(1) 繰越剰余金	28, 955	28, 487
(2) 当期剰余金	100, 957	83, 495
(3) 目的積立金取崩額	–	–
2. 任意積立金取崩額	–	–
特別積立金	–	–
3. 剰余金処分額	101425	83, 705
(1) 利益準備金	21, 000	17, 000
(2) 任意積立金	70, 000	58, 000
うち目的積立金	70, 000	58, 000
(3) 出資配当金	10, 425	8, 705
うち普通出資配当金	10, 425	8, 705
4. 次期繰越剰余金	28, 487	28, 278

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和 4 年度 1.2% 令和 5 年度 1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立基準	取崩基準
リスク管理積立金	預金及び有価証券運用のリスク負担、貸出金(含経済未収金)・外部出資等不良債権の償却・引当、固定資産(含リース資産)の償却・処分(含除去債務、解体及び整地費用)及び減損、退職給与引当金の引当、外部積立の減損、特例業務負担金の拠出、繰延税金資産の回収及び米の精算に係る損失発生への補填に備えるため	預金、有価証券、貸出金、経済未収金、外部出資等、固定資産等、退職給与引当金等の期末帳簿価格、特例業務負担金の将来見込額、繰延税金資産の 40/100	預金利息(含奨励金)の減少、有価証券売却損の発生、自己査定における有価証券、貸出金、経済未収金及び外部出資等の償却・引当した場合、固定資産(含リース資産)の償却・処分(含除去債務、解体及び整地費用)及び減損、退職給与引当金の引当、外部積立の減損、特例業務負担金の拠出、繰延資産の回収及び米の精算に係る損失が生じた場合
共同乾燥施設建設目的積立金	共同乾燥施設の取得及び既存施設改修整備のため	共同乾燥施設の取得金額(10 億円)	共同乾燥施設の取得等で支出を要した時

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化指導の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和 4 年度 5, 100 千円 令和 5 年度 4, 200 千円

【経営資料】I 決算の状況

5. 財務諸表等の正確性にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年5月31日

なんと農業協同組合

代表理事組合長

二田 喜一

【経営資料】I 決算の状況

6. 会計監査人の監査

2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

【経営資料】II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収益	2,973	2,583	2,700	2,624	2,487
信用事業収益	365	328	327	287	267
共済事業収益	236	226	228	223	208
農業関連事業収益	1,056	1,020	978	979	970
生活その他事業収益	1,315	1,008	1,167	1,135	1,042
経常利益	77	115	94	127	113
当期剰余金	58	84	55	101	83
出資金	893	887	882	871	872
(出資口数)	893,218	886,678	882,085	870,570	871,520
純資産額	3,403	3,474	3,515	3,599	3,674
総資産額	65,403	68,806	66,483	65,069	63,444
貯金等残高	60,953	64,415	61,904	60,509	58,833
貸出金残高	4,208	4,253	4,394	4,177	4,105
剰余金配当金額	7	9	5	10	9
出資配当金額	7	9	5	10	9
職員数	148	138	133	126	122
単体自己資本比率	13.14	13.65	14.25	14.77	14.56

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取扱は行っていません。

4. 職員数は常雇人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	4年度	5年度	増減
資金運用収支	267	249	△18
役務取引等収支	9	10	1
その他信用事業収支	△1	△30	△29
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	277 0.46	259 0.44	△18 △0.02
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,100 1.58	1,056 1.54	△44 △0.04
事業純益	104	96	△8
実質事業純益	115	107	△8
コア事業純益	115	107	△8
コア事業純益(投資信託 解約損益除く。)	115	107	△8

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他信用事業収支=(その他事業直接収益+その他経常収益)
-(その他事業直接費用+その他経常費用)

【経営資料】II 損益の状況

4. 信用事業粗利益 = 信用事業収益（その他経営収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）+ 金銭の信託運用見合費用
5. 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
6. 事業粗利益 = 事業総利益 - 信用事業に係るその他経常収益 - 信用事業以外に係るその他の収益 + 信用事業に係るその他経常費用 + 信用事業以外に係るその他の費用 + 事業外収益の受取出資配当金 + 金銭の信託運用見合費用
7. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
8. 事業純益 = 事業粗利益 - 事業管理費 - 一般貸倒引当金繰入額
9. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
10. コア事業純益 : 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
11. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）= コア事業純益 - 投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、%)

項目	4年度			5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	60,408	270	0.44	59,311	251	0.42
うち預金	55,994	220	0.39	55,066	201	0.37
うち有価証券	－	－	－	－	－	－
うち貸出金	4,273	51	1.19	4,112	50	1.21
資金調達勘定	61,199	3	0	59,950	2	0
うち貯金・定期積金	61,160	3	0	59,913	2	0
うち借入金	－	－	－	－	－	－
総資金利ざや	—	0.08	—	—	—	0.07

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率(資金調達利回り + 経费率)
 2. 経费率 = 信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定(貯金・定期積金 + 借入金)平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位: 百万円)

項目	4年度増減額	5年度増減額
受取利息	△43	△19
うち預金	△40	△19
うち有価証券	－	－
うち貸出金	△2	△1
支払利息	△3	△1
うち貯金・定期積金	△2	△1
うち譲渡性貯金	－	－
うち借入金	－	－
差引	△40	△18

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には農林中金からの事業分量配当等が含まれています。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種類	4年度		5年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	22,022	36.0	22,686	37.8	663
定期性貯金	39,086	63.9	37,178	62.0	△1,908
その他の貯金	50	0	48	0	△1
計	61,159	100	59,912	100	△1,246
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	61,159	100	59,912	100	△1,246

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 賢蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

②定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種類	4年度		5年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	37,015	97.1	34,639	97.3	△2,375
うち固定金利定期	37,006	99.9	34,630	99.9	△2,376
うち変動金利定期	8	0.0	9	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種類	4年度		5年度		増減
手形貸付		11		5	△5
証書貸付		4,138		3,984	△153
当座貸越		121		117	△4
割引手形		1		3	2
合計		4,272		4,111	△161

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	4年度		5年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	2,941	70.4	2,875	70.0	△65
変動金利貸出	1,235	29.5	1,228	29.9	△6
合計	4,176	100.0	4,104	100.0	△71

【経営資料】III 事業の概況

③貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	4年度	5年度	増減
貯金・定期積金等	171	152	△18
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	39	34	△5
その他担保物	82	85	2
小計	293	271	△21
農業信用基金協会保証	1,769	1,722	△47
その他保証	23	17	△6
小計	1,792	1,739	△52
信用	2,090	2,092	2
合計	4,176	4,104	△72

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	4年度		5年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	118	2.8	85	2.0	△32
運転資金	1,920	45.9	1,909	46.4	△10
合計	2,038	48.7	1,994	48.4	△44

⑥貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	4年度		5年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	234	5.6	267	6.5	33
林業	8	0.2	8	0.2	0
水産業	-	-	-	-	-
製造業	173	4.1	157	3.8	△15
鉱業	-	-	-	-	-
建設・不動産業	187	4.4	172	4.2	△14
電気・ガス・熱供給水道業	20	0.4	63	1.5	43
運輸・通信業	24	0.5	22	0.5	△2
金融・保険業	526	12.6	525	12.7	△1
卸売・小売・サービス業・飲食業	268	6.4	277	6.6	9
地方公共団体	1,326	31.7	1,259	30.6	△67
非営利法人	-	-	-	-	-
その他	1,405	33.6	1,349	32.8	△55
合計	4,176	100.0	4,104	100.0	△72

【経営資料】III 事業の概況

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位:百万円)

種類	4年度	5年度	増減
農業	124	119	△5
穀作	87	74	△13
野菜・園芸	-	-	-
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	10	10	0
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	27	35	8
農業関連団体等	-	-	-
合計	124	119	△5

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。そのため、「(ア) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別内訳残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種類	4年度	5年度	増減
プロパー資金	103	93	△10
農業制度資金	21	25	4
農業近代化資金	19	24	5
その他制度資金	2	2	0
合計	124	119	△5

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

【経営資料】III 事業の概況

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	4年度	28	11	10	7	28
	5年度	10	3	0	7	10
危 険 債 権	4年度	56	34	13	9	56
	5年度	65	25	25	15	65
要 管 理 債 権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
三 月 以 上	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
延 滞 債 権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
貸 出 条 件	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
緩 和 債 権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
小 計	4年度	83	45	23	16	83
	5年度	75	28	27	21	75
正 常 債 権	4年度	4,104				
	5年度	4,040				
合 計	4年度	4,187				
	5年度	4,115				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

【経営資料】III 事業の概況

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区分	4年度				5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	11	11		11	11	11	11		11
個別貸倒引当金	48	21	-	48	21	21	26	-	21
合 計	59	31	-	59	31	31	37	-	31
									37

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	4年度	5年度
貸出金償却額	-	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種類	件数	4年度		5年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	15,817	60,688	17,561	63,386
	金額	10,372	16,706	9,355	15,458
代金取立為替	件数	2	1	1	1
	金額	16	0	10	0
雜為替	件数	480	790	288	351
	金額	166	630	97	183
合計	件数	16,299	61,479	17,850	63,738
	金額	10,554	17,336	9,462	15,641

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	4年度	5年度	増減
国債	-	-	-

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

該当する有価証券残高はありません。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報等

該当する有価証券残高はありません。

②金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	4年度		5年度		
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高	
生命	終身共済	302	40,409	268	38,375
	定期生命共済	68	345	179	490
	養老生命共済	123	10,546	120	8,970
	うちこども共済	112	3,986	92	3,614
合共済系	医療共済	3	2,134	20	2,012
	がん共済	-	92	-	89
	定期医療共済	-	87	-	85
	介護共済	39	526	43	562
年金	年金共済	-	-	-	-
	建物更生共済	5,294	67,327	3,277	66,068
	合計	5,828	121,465	3,905	116,650

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、該当共済種類ごとに保証金額(生命系共済は死亡保障の金額(附加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	4年度		5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	17	0	16
	28	85	13	100
がん共済	0	4	0	5
	0	0	0	0
定期医療共済	0	0	0	0
	0	21	0	21
合計	28	85	13	100

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	4年度		5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	63	854	68	907
認知症共済	33	33	25	57
生活障害共済(一時金型)	77	439	63	485
生活障害共済(定期年金型)	13	42	5	46
特定重度疾病共済	57	206	28	224
合計	243	1,574	189	1,719

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種類	4年度		5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	41	836	23	811
年金開始後	-	354	-	364
合計	41	1,190	23	1,175

(注)金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種類	4年度		5年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	19,428	16	18,997	16
自動車共済		188		199
傷害共済	18,251	3	19,887	3
賠償責任共済		1		1
自賠責共済		26		23
合計		233		241

(注)「種類」は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保証金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

【経営資料】Ⅲ 事業の概況

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種類		4年度	5年度
生産資材	肥料	175,240	218,645
	農薬	129,667	135,342
	農機具	266,368	229,117
	飼料	9,691	13,042
	生産雑資材	89,179	78,732
	計	670,145	674,879
生活物資	米	43,464	46,360
	食料品	73,144	85,320
	酒・塩・タバコ	15,881	17,215
	衣料品・装飾品	935	2,227
	日用品	25,536	25,875
	燃料料	80,202	77,049
	油類	453,6769	506,815
	自動車	314,870	291,593
	その他耐久資材	19,670	28,416
	計	1,110,474	1,080,869
合計		1,780,618	1,755,747

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

項目		4年度	5年度
農作物	米	870,135	985,828
	大麦	30,167	21,680
	豆類・雑穀	53,299	82,128
	野菜	61,819	61,119
	花卉・花木	-	-
畜産	物	79,771	66,034
合計		1,095,192	1,216,789

4. 指導事業

(単位:千円)

項目		4年度	5年度
収入	賦課金	3,649	3,582
	指導事業補助金	5,215	5,303
	実費収入	5,732	9,235
	計	14,596	18,121
支出	営農改善費	13,850	13,460
	生活文化事業費	2,483	2,543
	教育情報費	4,375	4,365
	計	20,708	20,367

【経営資料】IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位 : %)

項目	4年度	5年度	増減
総資産経常利益率	0.18	0.17	△0.02
資本経常利益率	3.61	3.14	△0.47
総資産当期純利益率	0.15	0.12	△0.03
資本当期純利益率	2.87	2.32	△0.55

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剩余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剩余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位 : %)

項目	4年度	5年度	増減
貯貸率	期末	6.90	0.08
	期中平均	6.99	△0.13
貯証率	期末	0.00	0
	期中平均	0.00	0

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位 : 百万円、%)

項目	前期末	当期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,588	3,665
うち、出資金及び資本準備金の額	888	889
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	2,713	2,786
うち、外部流出予定額 (△)	10	9
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11	11
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	3,599	3,675
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	3	1
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	1
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	0	0
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	0	0

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (口)	3	1
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (口)) (ハ)	3,596	3,674
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	22,325	23,267
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	0
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポート（△）	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,020	1,963
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーション・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	24,345	25,230
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.77%	14.56%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	4年度			5年度		
	エクスポート・アセッターの期末残高	リスク・アセッター額A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポート・アセッターの期末残高	リスク・アセッター額A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	152	0	0	93	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
我が国の方公共団体向け	1,328	0	0	437	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	55,669	11,134	445	54,272	10,854	434
法人等向け	156	136	5	187	178	7
中小企業等向け及び個人向け	113	26	1	93	20	1
抵当権付住宅ローン	111	38	2	100	34	1
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	7	2	1	853	1270	51
取立未済手形	5	1	0	4	1	0
信用保証協会等保証付	1,776	172	7	1,728	167	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
出資等	234	234	9	234	234	9
(うち出資等のエクスポート・アセッター)	234	234	9	234	234	9
(うち重要な出資のエクスポート・アセッター)	0	0	0	0	0	0
上記以外	5,545	10,581	423	5,479	10,508	420
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート・アセッター)	0	0	0	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段等に係るエクスポート・アセッター)	3,324	8,310	332	3,324	8,310	332
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート・アセッター)	100	250	10	96	240	10
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート・アセッター)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート・アセッター)	0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクスポート・アセッター)	2,121	2,021	81	2,059	1,957	78
証券化	0	0	0	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
(うち非STC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
再証券化	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート・アセッター	0	0	0	0	0	0
(うちルックスルーワン)	0	0	0	0	0	0

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

	(うちマンデート方式)	0	0	0	0	0	0
	(うち蓋然性方式 250%)	0	0	0	0	0	0
	(うち蓋然性方式 400%)	0	0	0	0	0	0
	(うちフォールバック方式)	0	0	0	0	0	0
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額	-	0	0	-	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	-	0	0	-	0	0
	標準的手法を適用するエクスポートージャー別計	65,097	22,325	903	63,480	23,267	931
	CVAリスク相当額÷8%	-	0	0	-	0	0
	中央清算機関連エクスポートージャー	0	0	0	0	0	0
	合計(信用リスク・アセットの額)	65,097	22,325	903	63,480	23,267	931
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	2,020	81		1,963	79		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	24,345	974		25,230	1,009		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートージャーの種類ごとに記載しています。
 - 「エクスポートージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートージャーのことです。
 - 「出資等」とは、出資等エクスポートージャー、重要な出資のエクスポートージャーが該当します。
 - 「証券化(証券化エクスポートージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートージャーのことです。
 - 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 - 当JAでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- （オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)
 (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 _____ ÷ 8%）

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付け等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

②信用リスクに関するエクスポートージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートージャーの期末残高

(単位：百万円)

区分	業種	4年度				5年度			
		信用リスクに関する エクスポートージャーの残高		三月以上延 滞エクスポート ージャー	三月以上延 滞エクスポート ージャー	信用リスクに関する エクスポートージャーの残高		三月以上延 滞エクスポート ージャー	三月以上延 滞エクスポート ージャー
		うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券		
法人	農業	193	193	0	0	229	229	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	9	9	0	0	4	4	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	9	9	0	0	10	10	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	58,827	469	0	0	57,371	469	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	239	4	0	0	237	3	0	0
業種別	日本国政府・地方公共団体	1,328	1,328	0	0	1,260	1,260	0	0
	その他	183	12	0	0	262	10	0	4
	個人	2,173	2,172	0	0	2,138	2,138	0	4
	その他の業種	2,136	0	0	0	1,968	0	0	0
業種別残高計		65,097	4,196	0	0	63,480	4,124	0	8
期限の定めのないもの		5,312	80	0	0	5,198	113	0	
残存期間別合計		65,097	4,196	0	0	63,480	4,124	0	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに該当するもの、証券化エクスポートージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポートージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポートージャーをいいます。
4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	4年度				5年度				期末 残高
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	11	11	/	11	11	11	11	/	11
個別貸倒引当金	48	21	-	48	21	21	26	-	21

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	4年度					5年度					期末 残高	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額			
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	卸売・小売・印刷・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
個人	上記以外	7	4	0	7	4	0	4	6	0	6	
	個人	41	17	0	41	17	0	17	20	0	17	
	業種別計	48	21	0	48	21	0	21	26	0	21	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区分	4年度			5年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	1,709	1,709	0	736
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	1,720	1,720	0	1,674
	リスク・ウェイト 20%	0	55,691	55,691	0	54,286
	リスク・ウェイト 35%	0	109	109	0	97
	リスク・ウェイト 50%	0	4	4	0	6
	リスク・ウェイト 75%	0	32	32	0	25
	リスク・ウェイト 100%	0	2,409	2,409	0	2,388
	リスク・ウェイト 150%	0	0	0	0	847
	リスク・ウェイト 250%	0	3,424	3,424	0	3,420
	その他	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 1250%	0	0	0	0	0
		計	65,097	65,097	0	63,480
						63,480

(注) 1. 信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスボージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスボージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスボージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスボージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャーの額

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

(単位:百万円)

区分	4年度			5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	5	0	0	1	0	0
中小企業等向け及び個人向け	1	11	0	2	7	0
抵当権付住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	1	0	0
証券化(エクスボージャー)	0	0	0	0	0	0
中央清算機関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	9	6	0	6	4	0
合計	15	17	0	9	10	0

(注) 1. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスボージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスボージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスボージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスボージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスボージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	4年度		5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	3,090	3,090	3,089	3,089
合計	3,090	3,090	3,089	3,089

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスボージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

4年度			5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

4年度		5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

4年度		5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項

(単位:百万円)

	4年度	5年度
ルックスルーア方式を適用するエクスボージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクスボージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスボージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスボージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスボージャー	-	-

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量($\triangle E V E$)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\triangle E V E$ および $\triangle N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\triangle E V E$ および $\triangle N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\triangle E V E$ および $\triangle N I I$ と大きく異なる点)

特段ありません。

【経営資料】V 自己資本の充実の状況

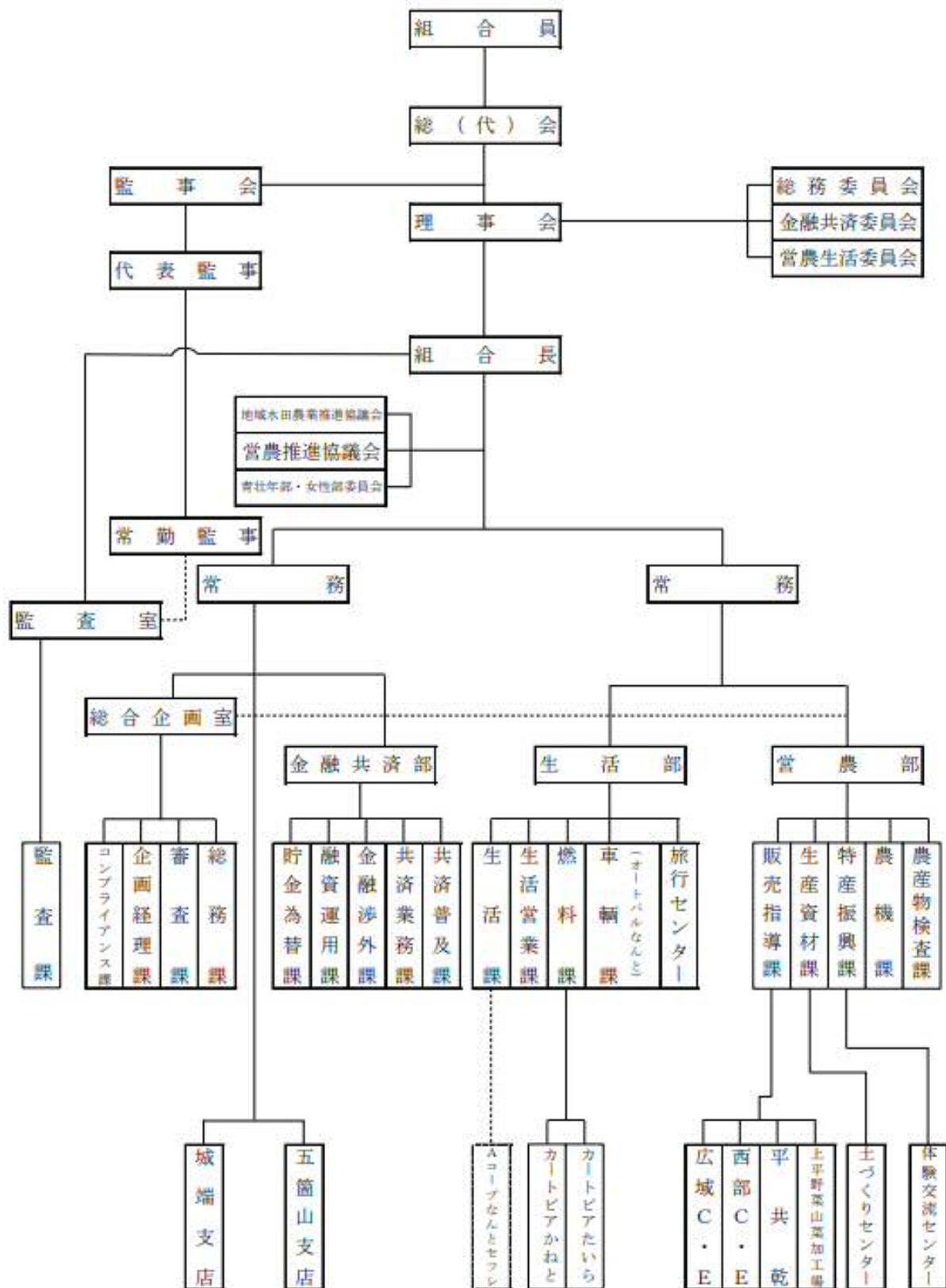
②金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	△E V E		△N I I	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	0	0	2	15
下方パラレルシフト	18	0	6	4
ステイープ化	6	30		
フラット化	0	0		
短期金利上昇	0	0		
短期金利低下	90	72		
最大値	90	30	6	12
	当期末		前期末	
自己資本の額	3,674		3,596	

【 JA の 概 要 】

1. 機構図



2. 役員一覧

(令和5年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	上田 憲仁	理事	井渕 晴子
常務理事	北村 英男	理事	中澤 英輔
常務理事	永井 克一	理事	石山 伸二
理事	平田 敏一	理事	岩井 清美
理事	傍田 良明	代表(常勤)監事	中道 熱
理事	竹中 秀夫	員外監事	林 孝志
理事	中島 修一	監事	柳田 由紀
理事	山田 文男	監事	杉村 稔
理事	松林 富子		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和6年5月現在) 所在地 東京都港区

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	4年度	5年度	増減
正組合員	2,171	2,128	△43
	個人	2,096	△44
	法人	32	1
准組合員	1,777	1,763	△14
	個人	1,680	△12
	法人	83	△2
合計	3,948	3,891	△57

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
組織協議会	なんと担い手組織協議会	なんと酒造好適米生産組合	78
	城端区域育苗施設連絡協議会	なんと特別栽培米生産組合	24
	城端区域生産組合長協議会	城端区域直播研究会	23
	平生産組合長会	城端野菜出荷組合	34
	上平生産組合長会	ふるさと産品の会	228
	城端中核農業土協議会	城端果樹協会	55
	城端区域女性農業土協議会	井口丹波黒大豆出荷組合	6
	J Aなんと青色申告会	五箇山合掌みょうが生産部会	14
		五箇山ぼべら生産部会	17
		五箇山赤かぶ生産部会	12

当JAの組合員組織を記載しています

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

南砺市(旧城端町、旧井口村、旧平村、旧上平村の区域)の全域

8. 店舗等のご案内

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	A T M設置台数
本店	南砺市金戸268-1	0763-62-2123	
城端支店	南砺市理休190-1	0763-62-1313	1
五箇山支店	南砺市下梨2045	0763-66-2241	1
Aコープなんとセフレ	南砺市野田52	0763-62-8811	1

【索引】

法定開示項目掲載ページ一覧（農協法施行令204条関係）

開示項目	ページ
〈概況および組織に関する事項〉	
○ 業務の運営の組織	78
○ 理事および監事の氏名および役職名	79
○ 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	79
○ 事務所の名称および所在地	79
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	79
〈主要な業務の内容〉	
○ 主要な業務の内容	24～27
〈主要な業務に関する事項〉	
○ 直近の事業年度における事業の概況	3～5
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	53
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益およびその合計）	53
・経常利益または経常損失	53
・当期剰余金または当期損失金	53
・出資金および出資口数	53
・純資産額	53
・総資産額	53
・貯金等残高	53
・貸出金残高	53
・有価証券残高	53
・単体自己資本比率	53
・剰余金の配当の金額	53
・職員数	53
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	53～64
◇ 主要な業務の状況を示す指標	53～54・64
・事業粗利益および事業粗利益率	53
・資金運用収支、役務取引等収支およびその他事業収支	54
・資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利ざや	54
・受取利息および支払利息の増減	54
・総資産経常利益率および資本経常利益率	64
・総資産当期純利益率および資本当期純利益率	64
◇ 貯金に関する指標	55
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	55
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	55
◇ 貸出金に関する指標	55～60・64
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	55
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	55
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	56
・使途別の貸出金残高	56
・業種別の貸出金残高及び該当貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	56
・主要な農業関係の貸出実績	57
・貯貸率の期末値及び期中平均値	64
◇ 有価証券に関する指標	59～60・64
・商品有価証券の種類別の平均残高	59
・有価証券の種類別の平均残高	59
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	59
・貯証率の期中平均及び残高	64

開示項目	ページ
〈業務の運営に関する事項〉	
○ リスク管理の体制	11～14
○ 法令順守の体制	14～15
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15～16・21
〈直近の2事業年度における財産の状況に関する事項〉	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失処理計算書）	38～50
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	58
・延滞債権に該当する貸出金	58
・3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	58
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	58
○ 自己資本の充実の状況	65～68
○ 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	60
・金銭の信託	60
・デリバティブ取引	60
・金融等デリバティブ取引	60
・有価証券店頭デリバティブ取引	60
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
○ 貸出金償却の額	59
○ 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	52

